

# 電動キックボード 特定小型原動機付自転車

2023年  
7月1日新制度スタート

## 主な交通ルール

- 16歳未満は運転禁止
- 飲酒運転禁止
- ヘルメットの着用  
(努力義務)
- 車道通行が原則  
(歩道通行は特例のみ)
- 信号機や  
道路標識に従う
- 交差点では  
二段階右折

- 運転中の  
携帯電話の使用  
禁止
- 二人乗り禁止
- 歩行者優先
- 自賠責保険(共済)  
への加入
- ナンバープレート  
をつける
- 道路運送車両の  
保安基準に適合



熊本県交通安全推進連盟  
ベルとら

詳しくは  
コチラ!



(熊本県警察ホームページ)

### 特定小型 原動機付自転車 とは

- 車体は長さ190cm以下・幅60cm以下
- 走行中に最高速度設定を変更できない
- 原動機の定格出力0.6kw以下
- オートマ(AT機構)である
- 最高速度が時速20km
- 最高速度表示灯が備えられている

これらの条件を満たしていない場合、形状が電動キックボードでも一般原動機付自転車に分類され、車両区分に応じた交通ルールが適用されます。これらの基準を満たさない車両の運転には、運転免許が必要です。

# 特定小型原動機付自転車について

	走行場所	最高速度	最高速度表示灯	年齢制限	運転免許	ヘルメット
 <b>一般原動機付自転車</b> (従来の原動機付自転車)	車道	30km/h (法定)	—	16歳以上	必要	義務
 <b>特定小型原動機付自転車</b>  <b>特例特定小型原動機付自転車</b>	車道 自転車道	20km/h (最高) 速度抑制装置で制御	緑色点灯	16歳以上	不要	努力義務
	車道 自転車道 歩道* (条件あり)	6km/h (最高) 速度抑制装置で制御	緑色点滅	16歳以上	不要	努力義務

## 通行する場所

車道と歩道または路側帯の区別があるところでは、**車道を通行**しなければなりません。

(自転車道も通行することができます)



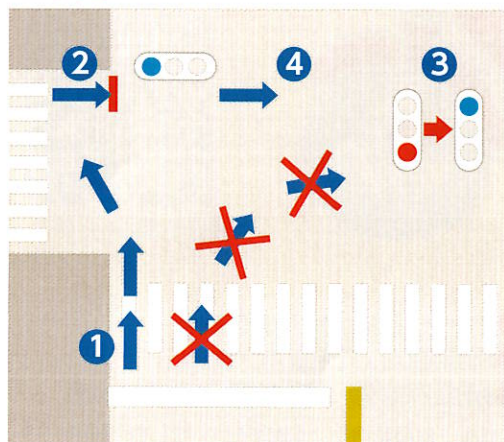
歩道・車道の場合

特定小型原動機付自転車・自転車専用道がある場合

普通自転車専用通行帯がある場合

## 交差点での右折の方法

どのような交差点でも、「**二段階右折**」をしなければなりません。



## 歩道通行は特例のみ\* (歩道通行の条件)

特例特定小型原動機付自転車に限り、道路標識等により歩道を通行できることとされているとき\*は、その歩道を通行することができます。

\*「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道は通行可



「普通自転車等及び歩行者等専用」標識

## 安全な車両に乗りましょう

道路運送車両の**保安基準に適合**した車両でなければ、道路を運転することはできません。



(例) 性能等確認済シール